


所管部課	総務部 職員課	部長	北田和雄	
件名	「東大和市特定事業主行動計画（第3期）」の策定について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例 規則			
	部課 機関			
<p>1. 要旨</p> <p>特定事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長したことを受け、新たな指針が示された。</p> <p>このため、東大和市特定事業主行動計画策定等委員会において、東大和市特定事業主行動計画（第3期）（以下「行動計画（第3期）」という。）の策定について検討し、案を作成したので報告するものである。</p> <p>なお、行動計画（第3期）については、これまでの特定事業主行動計画と同様に、各特定事業主（市議会議長、市教育委員会、市選挙管理委員会、市代表監査委員）との連名にて策定する。</p> <p>(1) 主な改正点（以下2点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①男性の育児参加の促進 ②子育てを行う女性職員の活躍推進 <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 今後の職員の次世代育成支援対策については、行動計画（第3期）に基づき実行される。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 平成27年1月27日～平成27年2月9日 東大和市特定事業主行動計画策定等委員会の開催（全2回）</p> <p>(2) 平成27年3月2日 委員会より市長に対し、行動計画（第3期）の案を報告</p> <p>(3) 平成27年3月20日 各特定事業主からの、行動計画（第3期）の案に対する意見が無い旨を報告</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>行動計画（第3期）について、5年をめぐりに見直しを行う。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>(1) 庁議報告後、速やかに策定にかかる起案の事務を進めたい。</p> <p>(2) 策定後、行動計画（第3期）の周知について、以下の対応を図りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループウェア等により職員へ周知 ・4月1日以降に、公式ホームページに掲載 				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。